

# 平成17年度事業計画

## ○事業計画の概要

財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）の事業開始2年目として、市の「総合振興計画」や「産業振興ビジョン」、岩槻市との合併を踏まえ、さいたま市に集積された技術、人材等の資源を有効に活用しながら、新産業創出事業や各種支援事業を実施する。

また、さいたま市勤労者福祉サービスセンターとの統合によって、勤労者福祉のより一層の充実を目指し、中小企業者等を積極的に支援していく体制を確立する。

## ○事業計画の内容

### 1 窓口相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）

財団において相談窓口を常設し、経営革新や新分野への進出を目指す中小企業者等に対し、サブマネージャー（以下「SM」という。）及び中小企業診断士等の資格保有者や企業OB等で構成する相談員による相談、助言を行う。

- ・窓口相談員の配置（SMを除き常時1名体制）

### 2 専門家相談事業（寄附行為第4条第1項第1号）

常設相談窓口では対応できない専門的分野（税務、特許等）における相談について、日にち、曜日を定め、各分野の専門家による相談、助言を行う。また、税の申告など時期に合わせた相談会や海外取引などテーマを絞った相談会などを実施する。

- ・税理士、弁理士、社会保険労務士等による相談及びテーマ設定による相談会  
年36回程度実施

### 3 専門家派遣事業（寄附行為第4条第1項第1号）

中小企業者等が抱える様々な課題に対し、財団において登録する民間の専門家を企業に派遣し、経営、技術に対する質の高い診断助言等を実施する。

- ・専門家派遣 年150回程度派遣（受益者負担1/3）

### 4 人材育成事業（寄附行為第4条第1項第4号）

少人数での研究会形式のワークショップにより、参加企業のレベルアップと連携強化を図り、新事業の創出や経営革新につなげていく。テーマは、「環境ビジネス」の他、「商品開発」、「生産性向上」等の中から市内企業のニーズにあったものを選定していく。（受益者負担有り）

- ・ワークショップ 年間2テーマ 各テーマ10社程度×6回開催

5 IT活用支援事業（寄附行為第4条第1項第4号）

ITを活用した営業強化や経営革新、情報の活用やセキュリティー対策等について、事業者、創業者のニーズに即したテーマで研修を実施する。（受益者負担有り）

- ・IT研修 3回 開催 （各回20人程度）
- ・個人情報保護法研修 1回 開催 （20人程度）
- ・ホームページ活用研修 1回（3日間）開催（20人程度）
- ・海外情報発信ホームページ研修 1回 開催 （20人程度）

6 さいたまビジネスネットワーク形成事業（寄附行為第4条第1項第3号）

時流に即したテーマでの講演会と交流会を組み合わせ、事業者、創業者、支援機関等参加者の研鑽及びネットワーク構築をめざします。（講演会無料 交流会実費程度）

- ・講演会及び交流会 3回開催（各回30社程度）

7 企業情報発信支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）

さいたま市内外で開催される展示会・見本市等に財団としてブースを確保し、単独で出展できない市内企業の情報発信を支援する。

- ・見本市等出展 2～3回程度

8 地域経済調査分析事業（寄附行為第4条第1項第3号）

地域経済動向調査分析等を行い、地域中小企業者等が必要とする情報を提供することにより、経営の向上を図る。また財団における支援事業が有効的なものとなるよう各諸施策の立案のために必要な調査分析を併せて実施する。

- ・地域経済動向調査委託（四半期毎）
- ・中心市街地歩行量調査委託

9 創業者支援セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）

創業を志す者を対象に、経営者の心構えから事業計画の作り方等、創業時に必要な知識や多様なノウハウを提供するためセミナーを実施し、創業者の育成を図る。（経営塾受益者負担有り）

- ・商工見本市（コラボさいたま）での講演会
- ・経営塾（さいたま市ベンチャー塾） 3コース（各2～5回）
- ・ビジネス交流会 1回開催

10 産学官連携推進事業（寄附行為第4条第1項第5号）

①中小企業者、創業を志す方及び大学関係者等との交流を図るため、講演会と交流会を開催し、産学官のネットワークの形成に寄与するとともに、企業と大学との共同研究に支援を行い、新事業の創出を図る。（講演会無料・交流会実費程度）

- ・経済フォーラム講演会 1回開催
- ・経済フォーラム交流会 1回開催
- ・産学官等連携新製品開発補助 2件

②大学の技術シーズ、及び、創業予定者や中小企業者等に対する情報の収集や販路開拓等の支援情報の提供をコーディネートし創業及び新事業創出の促進を図る。

- ・コーディネーター1名を採用（月10日勤務）

1 1 新事業・第2創業セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）

研究開発型の新規事業を検討している中小企業や創業者に対し、産学交流や知的財産に係るノウハウ提供のセミナーを実施する。（受益者負担有）

- ・新事業・第2創業セミナー 3回

1 2 インキュベーション事業（寄附行為第4条第1項第2号）

① 創業準備コース 創業を志す者に対し、開業をより早くより確実にを行うための施設を提供する。また、インキュベーションマネージャー（IM）や創業ナビゲーターによるソフト面で支援を図る。

② 新事業コース 創業間もない事業者に対し、専用スペースを提供し、IMによるマーケティング等の支援を行い、スタートアップ期における事業展開のスピードアップを図る。

- ・インキュベーションマネージャー1名によるサポート（月15日勤務）

1 3 新事業創出支援体制整備事業（寄附行為第4条第1項第2号・6号）

① 市内の各新事業支援機関の連携促進を図り、支援施策の共有化を進めるため、さいたま市地域プラットフォーム協議会を開催する。これにより、効率的、効果的な支援体制を構築する。

- ・さいたま市地域プラットフォーム協議会 年4回の開催

② 市内事業者や大学等研究機関における新事業創出に資する事業者ニーズ、及び、技術シーズや事業モデルを調査し、技術移転や販路開拓等に活用する。また、特定テーマにおいて協議会、研究会を運営することで、産学官連携型の共同事業をプロデュースする。

- ・新産業・技術振興支援基本調査（医療・福祉）

③ 市内において新たなビジネスを発掘するために、「(仮称) ニュービジネスプランコンテスト」を開催する。このコンテストで表彰した優秀な事業プラン等については、新連携体を形成するといった事業化のための直接的な支援を実施する。

- ・ニュービジネス発掘事業化支援

1 4 創業アドバイザー派遣事業（寄附行為第4条第1項第2号）

特定テーマの経営課題を抱える創業予定者、及び創業後3年未満の中小企業者を対象に、経営強化及び技術力向上を図るため、登録されている専門家等から適切と判断した相談員を派遣し、個別具体的な診断や助言を行い創業、新事業創出の促進を図る。

- ・創業アドバイザー（専門家）の派遣 年40回程度派遣予定

1 5 情報提供事業（寄附行為第4条第1項第3号）

中小企業者や創業予定者に対し、財団が提供する支援策等の情報を中心に、創業や新事業創出、経営革新に役立つ各種情報を広く提供する。

- ・財団情報誌 年4回（季刊）各回3,000部
- ・財団ホームページ拡充

1 6 PM等支援人材充実強化事業（寄附行為第4条第1項第1号）

民間から採用したPM、SMが、事業を一貫して管理することにより、財団における中小企業者への支援事業を効果的、かつ効率的に実施する。

- ・PM1名 月10日勤務
- ・SM2名（経営、IT各1名） 月15日勤務

1 7 事業可能性評価委員会運営事業（寄附行為第4条第1項第1号）

中小企業者等の事業可能性評価、専門家派遣事業に係る審査・採択・事後評価、財団の支援事業に対する評価等を行う委員会の運営を行う。

- ・事業可能性評価委員会開催 年6回開催（委員8名）

1 8 支援体制連携強化事業（寄附行為第4条第1項第1号）

財団が中小企業者等に対するワンストップサービスを提供できるように、各支援機関と意見交換、情報交換を行う場を設け、事業の連携促進を図る。また、先進的な他政令指定都市等への視察を実施し、情報の収集を図る。

1 9 データベース整備事業（寄附行為第4条第1項第3号）

財団の各種相談事業や専門家派遣事業のデータ及びその他市内の企業情報等を収集、整理して、効果的な支援事業の実施を図る。

2 0 中小企業新事業展開支援普及促進事業

「中小企業新事業活動促進法」普及促進のため、新法の概要及び活用法についてのセミナーおよび、より具体的な支援策として、経営幹部候補者を対象にした少人数制の研修会を実施する。

- ・新法の概要及び活用法についてのセミナー 2回
- ・経営幹部候補者研修 5日間コース

## 2 1 融資受託事業（寄附行為第4条第1項第12～14号）

さいたま市が実施する制度融資（創業支援資金融資を平成17年4月1日から開始）に伴う受付業務を受託し、経営相談から融資受付まで、中小企業者等に対応できる体制をつくり、利便性を図る。

- ・融資制度の推進
- ・融資の相談及び申込み受付
- ・融資の事前照会
- ・融資の実施調査
- ・融資審査会への議案作成及び説明補助事務
- ・中小企業診断士への診断依頼
- ・その他融資事務に関すること

## 2 2 勤労者福祉に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1項第7号関係）

中小企業勤労者の要望に応じた勤労者福祉の事業を実施するため、余暇施設、余暇活動、福利厚生等について調査研究を行う。

- ・事業運営検討委員会の設置
- ・会員へのアンケート調査の実施
- ・先進都市視察
- ・全国中小企業勤労者福祉サービスセンター東日本ブロック会議への出席
- ・埼玉県中小企業勤労者サービスセンター協議会への出席
- ・政令指定都市中小企業福祉共済団体協議会への出席

## 2 3 勤労者福祉に関する各種研究会、講習会等の開催事業（寄附行為第4条第1項第8号関係）

中小企業勤労者の福祉向上を図るため、各種研究会、講習会等について、次の事業を行う。

- ・健康管理意識の普及及び啓発事業
- ・老後生活の安定に関する事業

## 2 4 勤労者福祉に関する情報提供事業（寄附行為第4条第1項第9号関係）

中小企業勤労者の要望に応じた勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業等について情報を提供する。

- ・ワークジョイさいたまニュースの発行
  - バスツアーや旅行、レクリエーション事業の開催
  - 各種講座等文化事業の開催

各種公演チケットのあっせん  
提携施設の案内  
健康関連情報  
その他事業に関する情報  
ホームページの運営  
インターネットによる申込受付システムの構築  
ガイドブックの発行

2 5 中小企業勤労者の福利厚生事業（寄附行為第4条第1項第11号関係）

共済給付事業  
生活資金融資あっ旋事業  
健康の維持増進に関する事業  
余暇活動援助に関する事業  
宿泊補助事業  
飲食・ショッピング施設等の割引  
結婚式場の割引  
自動車関連施設等の割引  
レジャー施設の割引・補助事業・法人会員施設  
スポーツ観戦チケットのあっ旋  
各種チケットのあっ旋  
レクリエーション事業  
自己啓発事業

2 6 勤労者福祉に関するその他の事業

割引協力店の拡大  
ポイントサービス  
有線放送  
会員の拡大  
事業推進員による会員の拡大  
統合記念特別事業